4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付
（保管金の取扱店　日本銀行海田代理店）。
ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行海田代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者の行った入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中国地方整備局競争契約入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けているもの、その他開札の時において２に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。
本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、予定主任技術者が当該業務の入札説明書及び特記仕様書で規定している手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、中国地方整備局競争契約入札心得に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
⑷　落札者の決定方法
①　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。
③　予定価格が1,000万円を超える場合に限り、本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令第86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を求める場合がある。
④　予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務の場合において、落札者となるべき者の入札価格が中国地方整備局が定める品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査と同等の調査を行うものとする。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑻　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑼　入札執行回数は原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、補足の現場説明を行い、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の２の規定による随意契約は適用しない。
⑽　本業務は、平成27年度予算が成立することを条件とするものである。
契約締結日は４月１日とするが、予算成立が４月２日以降となった場合は予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⑾　歩掛見積に関する事項　本業務は、入札参加資格者に対して歩掛見積の提出を求め、採用した歩掛見積をもとに予定価格を作成する。歩掛見積作成に必要な条件については、別途送付する見積依頼書によること。なお、採用した歩掛見積については、別途入札参加資格者に配布する。
⑿　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ryoso Akiyama Director of Chugoku Technical and Engineering Office, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Water analysis management
⑷　Time-limit to express interests by erectric bidding system : 17 : 30　16 Jan, 2015 : (by bringing : 17 : 30　16 Jan, 2015)
⑸　Bid Opening : 16 : 00　13 Mar, 2015
⑹　Time-limit for the submission of tenders by erectric bidding system : 16 : 00　12 Mar, 2015 (by bringing : 16 : 00　12 Mar, 2015)
⑺　Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Chugoku Technical and Engineering Office, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―8―1 Funakoshi-minami, Aki-Ward, Hiroshima-City, Hiroshima-Prefecture 736―0082, TEL : 082―822―2340 Fax : 082―823―1402

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成27年１月６日
文部科学省大臣官房会計課長　生川　浩史

◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　導入計画物品及び数量
マイナンバーに対応した高等学校等就学支援金事務処理システムに係る資料提供招請一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成27年度４月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
A　現行の高等学校等就学支援金事務処理システムの機能を全て有すること。また必要に応じて、システムの簡素化・合理化、及び機能の拡張を図ること。
B　高等学校等就学支援金制度にてマイナンバーを利用できるよう、マイナンバー連携機能を有すること。
C　本システムを運用するために必要なサーバー等のシステム基盤を有すること。
D　契約期間中において必要なシステムの保守を行うこと。
E　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に基づき、情報セキュリティを担保すること。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成27年２月６日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒100―8959 東京都千代田区霞が関３－２－２　文部科学省大臣官房会計課用度班契約第三係　進藤　　光　電話03―5253―4111　内線3409
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成27年１月６日から平成27年２月６日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。